

総法研だより

—宇宙法研究部会—

総合法律研究所・宇宙法研究部会

部会長 水島 淳 (58期)

1. はじめに

去る2021年4月、宇宙飛行士星出彰彦さんが自身3回目となる宇宙飛行を経て国際宇宙ステーションに搭乗しました。今回星出さんらを宇宙に運んだのはベンチャー企業SpaceX社が開発した宇宙船です。

宇宙産業の市場規模はすでに40兆円を超えていると言われており、2019年には宇宙旅行事業を目指すバージンギャラクティック社がニューヨーク証券取引所に上場しました。我が国でも宇宙ベンチャー企業はすでに50社を数え、世界各国でベンチャー企業（いわゆるNew Space企業）が伝統的宇宙企業とともに宇宙活動を推進しています。

また、これに呼応して世界各国で新たな宇宙法が制定されており、我が国でも2016年の宇宙2法に続き、このほど2021年6月15日に「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律」が国会で成立しました。

このような流れの中、我々法曹にはこれらの企業活動や新たな立法に対応した適切な実務対応が求められており、弁護士が宇宙法実務の研鑽を積むことは、宇宙関連企業の企業活動の促進のみならず、ロケット等の打上げや落下に関係する漁業者林業者等の活動、ひいては一般国民の安全における弁護士の社会への貢献をより一層高めるものと考えます。

宇宙法研究部会は、2017年1月、国連諸条約その他の国際宇宙法及び我が国の宇宙基本法の関連領域における理論と実務並びに宇宙ビジネス関連の各種取引契約の国際的実務についての研究等を目的に、24名のメンバーにより発足し、脱稿日現在（2021年7月8日）の部会員は60期台の若手を中心として99名となりました。企業内弁護士の方も多数部会員として参加されています。

2. 活動内容

部会では、月1回程度の定期的な研究会の開催を原則としつつ、折々に外部講師による講演や宇宙関連機関等の見学訪問などを行っています。

研究会では各回、1名がメイン発表（30分程度）、も

う1名がトピック発表（10分程度）を行っています。研究テーマは、部会員それぞれの経験値に合わせ幅広く、これまで宇宙法や宇宙ビジネスに全く携わって来なかった部会員や若手にとっても参加しやすい内容になっています。

いくつかの例をご紹介しますと、メイン発表では「ロケット打上契約」、「宇宙資源にかかる法的枠組の整理」、「宇宙法における国家間の賠償責任と衛星の所有権移転の関係」等、トピック発表では「火星探査」、「ロケット打上施設の条件」、「宇宙ビジネス企業における法務部門の業務」等、バラエティに富んだテーマが取り上げられています。

次に、外部講師による講演としては、これまでに、青木節子慶應義塾大学教授、中須賀真一東京大学大学院教授、内閣府宇宙開発戦略推進事務局参事官、国際仲裁の専門家である高取芳宏当会会員、航空自衛隊一等空佐・法務官・弁護士大沼和広氏、ESG投資等の専門家である夫馬賢治氏等外部講師、ispace代表取締役袴田武史氏による部会内講演を実施しました。

また、2018年には、当時の部会員約40名にて「これだけは知っておきたい！ 弁護士による宇宙ビジネスガイド～New Spaceの潮流と変わりゆく法～」を上梓しました。

見学訪問については、昨年はコロナの関係で開催することができませんでしたが、過去には国立天文台の見学やJAXAの訪問等を実施しました。

3. 今後の活動予定

今後の活動としては、小塚壮一郎学習院大学教授による講演を予定し、将来的には、宇宙法・実務に関するセミナーの開催や宇宙関連法令のパブリックコメント提出等積極的な発信を行うことも検討しています。実務経験の有無に関係なく、宇宙法に関心がある方であればどなたでも大歓迎ですので、是非ともご参加を検討いただければ幸いです。

当部会にご関心をお持ちの方は、業務推進第2課の山口職員(03-3595-8582)までお問い合わせください。多くの会員の皆様のご参加をお待ちしております。